

第6回越谷市部活動地域展開推進会議

次 第

令和8年5月27日（水）

18:00～19:30

越谷市役所第2庁舎3階 教育委員会室

1 あいさつ

越谷市教育委員会学校教育部長

2 出席者の紹介

3 事務局説明

（1）今年度の取組について

4 協議事項

（1）各種団体より

5 連絡

○ 資料

【資料1】越谷市地域展開組織図

【資料2】越谷市中学校部活動地域展開経緯

【資料3】新たな地域クラブ活動モデル事業（バスケット）

【資料4】部活動指導員

【資料5】令和8年度地域運動部活動推進事業

【参考資料1】「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の概要（R7.12 文科省）

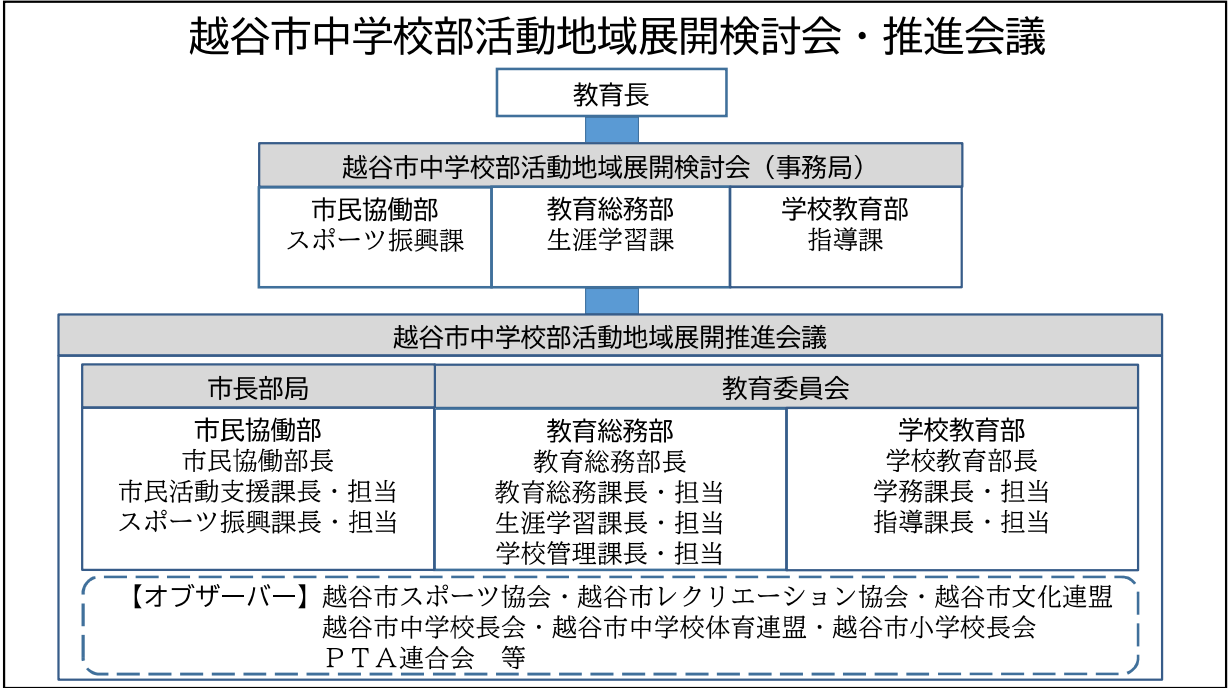
【参考資料2】埼玉県地域クラブ活動推進計画（第2期前期）概要版（R8.3 埼玉県）

【参考資料3】第5回越谷市部活動地域移行推進会議記録

第6回越谷市部活動地域展開推進会議

敬称略

	所属	氏名
1	越谷市スポーツ協会会長	
2	越谷市スポーツ協会 剣道連盟事務局長	
3	越谷市レクリエーション協会会長	
4	越谷市文化連盟会長	
5	越谷市文化連盟副会長	
6	越谷市小学校長会長	
7	越谷市中学校長会長	
8	越谷市中学校体育連盟会長	
9	越谷市PTA連合会会長	
10	越谷市PTA連合会副会長	
11	越谷市PTA連合会副会長	
12	越谷市PTA連合会副会長	
13	越谷市PTA連合会副会長	
14	越谷アルファーズU18ヘッドコーチ	
15	越谷市役所市民協働部長	
16	越谷市役所市民協働部市民活動支援課長	
17	越谷市役所市民協働部スポーツ振興課長	
18	越谷市役所市民協働部スポーツ振興課副課長	
19	越谷市教育委員会教育総務部教育総務課長	
20	越谷市教育委員会教育総務部生涯学習課主幹	
21	越谷市教育委員会学校教育部長	
22	越谷市教育委員会学校教育部副参事（兼）指導課長	
23	越谷市教育委員会学校教育部指導課調整幹	
24	越谷市教育委員会学校教育部指導課主幹	
25	越谷市教育委員会学校教育部指導課主任指導主事	
26	越谷市教育委員会学校教育部指導課主任指導主事	



地域連携・地域展開の推進に向けたロードマップ						
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
部活動 (運動・文化)	平日		実施	実施	実施	実施
	休日		一部の部活動を地域クラブへ	休日部活動の縮小		
地域クラブ	休日	①地域部活動推進事業	5部活動 4か月	対象部活動・実施時期拡大		
		②新たな地域クラブ活動モデル事業（バスケット）	3拠点 (22部活動) 年間10回	拠点・対象部活動・実施回数拡大		
		③剣道連盟	1拠点 ・暑中、寒稽古 ・合同稽古会(市内全校対象、年間5回)	回数拡大		
		④その他	陸上競技連盟との検討	種目拡大		

越谷市中学校部活動の地域展開について

令和8年4月17日
越谷市教育委員会指導課

1 これまでの経緯

(1) 令和7年度

- ・ 令和7年4月17日 柏市への視察
- ・ 令和7年4月25日 第11回越谷市部活動地域移行検討会(今年度の取組、推進会議に向けて)
- ・ 令和7年5月1日～ 先行モデル事業(アルファーズ)対象校(11校)校長への説明
- ・ 令和7年5月12日 バスケット専門委員長へのモデル事業説明
越谷アルファーズとの打合せ
- ・ 令和7年5月27日 第4回越谷市部活動地域移行推進会議
- ・ 令和7年5月29日 民間事業者Hからの説明(モデル事業について)
- ・ 令和7年6月11日 先行モデル事業(アルファーズ)対象校顧問への説明会(オンライン)
- ・ 令和7年6月17日 先行モデル事業(アルファーズ)保護者説明会(オンライン)
- ・ 令和7年7月14日 民間事業者Dからの説明(体制整備について)
- ・ 令和7年7月27日 先行モデル事業(アルファーズ)第1回実施(北陽中、栄進中、東中)
- ・ 令和7年8月9日 先行モデル事業(アルファーズ)第2回実施(中央中、大袋中、富士中)
- ・ 令和7年8月18日 先行モデル事業(アルファーズ)第3回実施(北陽中、大袋中、東中)
- ・ 令和7年8月29日 レイクタウン kaze 担当者との打合せ
- ・ 令和7年9月1日 地域運動部活動推進事業(平方中)事業者契約、打合せ
- ・ 令和7年9月11日 地域運動部活動推進事業(平方中)学校、事業者、市教委打合せ
- ・ 令和7年9月22日 地域運動部活動推進事業(平方中)保護者説明会(オンライン)
- ・ 令和7年10月11日～ 地域運動部活動推進事業(平方中)開始
- ・ 令和7年10月17日 第12回越谷市部活動地域移行検討会(中間報告、次年度予算要望)
- ・ 令和7年10月19日 先行モデル事業(アルファーズ)第4回実施(中央中、栄進中、富士中)
- ・ 令和7年11月1日 剣道連盟地域クラブ活動モデル事業(地域スポーツセンター)
- ・ 令和7年11月7日 越谷市サッカー専門部元委員長からのヒアリング
- ・ 令和7年11月30日 先行モデル事業(アルファーズ)第5回実施(北陽中、大袋中、東中)
- ・ 令和7年12月6日 剣道連盟合同稽古会モデル事業(地域スポーツセンター)
- ・ 令和7年12月7日 先行モデル事業(アルファーズ)第6回実施(中央中、栄進中、富士中)
- ・ 令和7年12月25日 先行モデル事業(アルファーズ)第7回実施(北陽中、栄進中、東中)
- ・ 令和8年1月7日 アルファーズとの面談(第8回の延期について)
- ・ 令和8年1月15日 県主催地域ミーティング(スポーツ団体、大学等のマッチング)
- ・ 令和8年1月18日 先行モデル事業(アルファーズ)第8回実施(中央中、栄進中、富士中)
- ・ 令和8年1月20日 県主催地域ミーティング(コーディネーター講演、企業プレゼン)
- ・ 令和8年1月27日 第13回越谷市部活動地域展開検討会(今年度、来年度の取組、推進会議に向けて)
- ・ 令和8年2月5日 県主催地域ミーティング(実証事業参加団体の発表)
- ・ 令和8年2月8日 先行モデル事業(アルファーズ)第9回実施(中央中、大袋中、東中)

- ・令和8年2月12日 県主催地域部活動推進事業に係る実証事業報告会及び研修会
 - ・令和8年2月16日 第5回越谷市部活動地域移行推進会議
 - ・令和8年2月25日 東部主催「学校部活動地域展開連絡協議会」
 - ・令和8年3月14日 剣道連盟地域クラブ活動モデル事業（地域スポーツセンター）
 - ・令和8年3月15日 先行モデル事業（アルファーズ）第10回実施（北陽中、大袋中、富士中）
 - ・令和8年3月16日 越谷アルファーズとの打合せ
- (2) 令和8年度
- ・令和8年4月9日 越谷アルファーズとの打合せ
 - ・令和8年4月17日 第14回越谷市部活動地域展開検討会(今年度の取組、推進会議に向けて)
 - ・令和8年4月23日 県部活動指導員活用事業事務研修会
 - ・令和8年5月11日 バスケット専門委員長へのモデル事業説明
 - ・令和8年5月18日 バドミントン、レディースバドミントン連盟との話合い
 - ・令和8年5月27日 第6回越谷市部活動地域展開推進会議

今年度の取組

- ①令和8年6月～ 部活動指導員8名配置
⇒令和7年度より **5名増員**
- ②令和8年7月～ 新たな地域クラブ活動モデル事業（バスケット）
⇒**市内全校**、10回実施予定
(令和7年度：11校、10回実施)
- ③令和8年10月～地域運動部活動推進事業
⇒**3校15部活動**実施予定
(令和7年度：1校5部活動)
- ④令和8年 市陸上競技協会の取組 →モデル事業へ
- ⑤令和8年 市剣道連盟の取組

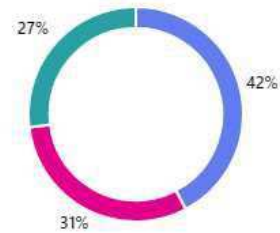
新たな地域クラブ活動モデル事業（バスケット）

- 越谷アルファーズと連携した取組
- 月1回程度（年間10回）土日の部活動をアルファーズが指導する。
- モデル事業を**実施する週の土日は、原則部活動を実施しない。**
- モデル事業に**顧問教員は同席しない。**
- 参加生徒は、現地集合、現地解散
→教員の土日の部活動指導の負担軽減
- 近隣の3～4校を1校に集め、実施する。
- 越谷アルファーズ試合観戦招待（2回程度）

令和7年度実施後アンケート（教員）

2. 担当部活動を選択してください。

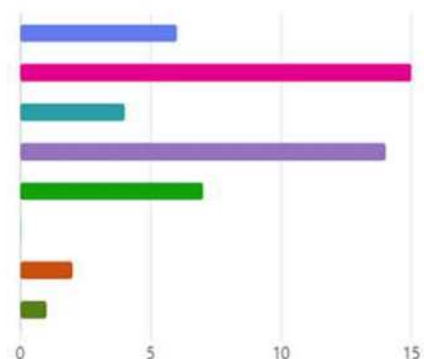
● 男子バスケットボール部	11
● 女子バスケットボール部	8
● 管理職	7



令和7年度実施後アンケート（教員）

3. この事業を実施したことで、良かったことはありますか。【複数回答可】

● 業務の負担軽減となった	6
● 休日に休むことができた	15
● 生徒のバスケットの技術が向上した	4
● 生徒が越谷アルファーズによる専門的な指導が受けられた	14
● 生徒が他校の生徒と活動できた	7
● 自分自身がプロの指導を学ぶことができた	0
● 特になし	2
● その他	1



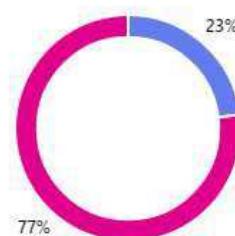
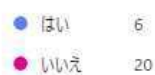
令和7年度実施後アンケート（教員）

4. この事業を実施したことで、大変だったことはありますか。【複数回答可】



令和7年度実施後アンケート（教員）

5. 次年度以降、本事業を実施する際、アルファーズの指導者と一緒に指導したい（兼職・兼業）と考えますか。



令和7年度実施後アンケート（教員）

ID	今後部活動の地域展開を進めるにあたって、御意見等ありましたら、お願いいたします。
1	月に1度の練習会があることで、顧問としての負担がだいぶ減ったことを実感しています。全10回の活動でしたが、回数を増やすことで、どんどん負担が軽減されると 思います。
2	1年間、ありがとうございました。
3	チーム競技なので意味土日はまとまって練習できる貴重な機会なのかもしれませんが、大変助かっております。ありがとうございます。
4	今年度も地域クラブ移行への取り組みありがとうございました。
5	北ブロック・中央ブロックなど、一つの中学校に一つの部活という形にとられず、いくつかの学校から生徒を集めて活動するという形は、指導者や生徒数の減少への 対応策として有効だと感じています。他の競技でも同様の動きが進んでほしいと思います。
6	アルファーズの練習会が土日にある場合、参加していない生徒が活動ができず制限されている。
7	柔軟な対応ができるようにしてほしい。
8	部活動から地域クラブに移行中とのことで兼ね合いが難しいところがあるかと思いますが、「地域クラブがある日に部活動をやってはいけない」は、お互い強制される ものではないのかなと思っています。その日に休めるのはありがたいのですが、その表記はモヤモヤします。（もし重要な大会直前で練習をやっておきたいこともあ るかもしれないです。）
9	今年度、大変お世話になりました。本事業は、とても良いことだとは思いますが、ブロックが複数あることで、活動時間が90分という短い時間での練習であることか ら、技術習得にはなかなか難しいかなと思います。参加人数も20人前後であることから、ブロックをもう少しまとめ、活動時間を増やした方が良いと思います。アル ファーズ側も、コーチ振り分けに苦慮しているところもあるので、ブロックを減らせば改善できるのではないかと思います。もっと言えば、総合体育館のメインコートで、 市内一斉に行えるとより一層、充実した活動ができるのではないかと思います。
10	活動の時間が1時間30分なので、もう少し増やしていただけたら嬉しいです。
11	指導していただけるのは大変ありがたいです。ただ、月1回ほどの指導だと目標を持って部活動に取り組む生徒たちにとって有意義な活動にすることは難しいかもし れません。
12	専門的な指導をアドバイスいただけるなどすると、ありがたいと思います。
13	現時点では、練習や集まった生徒内のミニゲームなどが行われていると伺っています。
14	部活を指導している中で、練習中での生徒の成長はもちろんですが、試合などのより強度の高い場面での成長も大きいと感じているため、今後ブロックを越えた交 流や、ブロック対抗戦のような形式が実現できれば、バスケットボールの能力向上や、中学生たちの更なる成長が期待できると感じています。
15	移行するのであれば一気に進めていただくように進めていただけると顧問も生徒たちも納得しやすいと思います。
16	今回のように、専門の方が単独で指導できる環境が早く整ってくると助かります。
17	なるべく早く進めていただけるとありがたいです。
18	せめて土日だけでも、教職員が部活動から解放されるように、市教委には急いで対応してもらえたらと思います。
19	部活動の地域展開を進めるにあたり、越谷市としての方向性を保護者だけでなく教職員にも説明会等で知らせてほしい。4月の新入生オリエンテーションや部活動 保護者会、新入生説明会で部活動加入の連絡として正確な情報を保護者に伝えることができるため。

令和8年度のスケジュール

令和8年3月	アルファーズとの打合せ①
令和8年4月	校長会での周知 アルファーズとの打合せ②
令和8年5月	越谷市バスケ専門部委員長への説明 アルファーズとの打合せ③ 市内バスケ部顧問への説明会 顧問の指導希望調査、会場提供調査 部活動地域展開推進会議にてアルファーズによる説明
令和8年6月	保護者説明会（オンライン） 生徒、保護者向け参加希望調査 ブロック決定
令和8年7月～	事業開始

令和8年度越谷市における新たな地域クラブ活動モデル事業実施要項（案）

1 事業の趣旨

越谷市内中学校において、バスケットボール部の生徒がバスケットボールの楽しさや喜びを味わい、中学生年代における豊かなスポーツ経験の一助とする。

また、新たな「地域クラブ活動」の実施に向けて、越谷市教育委員会、越谷アルファーズが一体となり、越谷市内の中学校において、実証モデル事業を実施し、学校部活動が地域クラブ活動へ移行した際の問題点を明らかにし、今後の越谷市の地域クラブ活動実施の際の一助とする。

2 事業の概要

- (1) 主 催 越谷アルファーズ、越谷市教育委員会
- (2) 形 態 「地域クラブ活動」のモデルケースとして実施する。
- (3) 対 象 越谷市内中学校バスケットボール部の1、2年生の希望者
- (4) 定 員 1会場につき男子50名程度、女子50名程度（1指導者担当25名程度×2コート）
- (5) 会 場 市内中学校体育館
※原則、月1回の開催で持ち回りとする。
※市内中学校を4ブロックに分け、実施します。ブロック分けは、参加生徒数が確定次第、設定します。
- (6) 期 間 令和8年7月～令和9年3月（9月を除く）の週休日のうち月1回1時間半（予定）×2回（原則）
全10回を予定
※8、12月は月2回の活動とする。
- (7) 費 用 年間5,800円（傷害保険費用を含む）
- (8) 指導者 氏（越谷アルファーズU18HC）
氏（越谷アルファーズU15GirlsAC）等
- (9) その他
 - ①活動には部活動顧問は原則同席しません。
※指導を希望する教員については、兼職兼業届を出し、アルファーズの指導者と一緒に活動することも予定しております。
 - ②上記活動日の週の土日は、学校での部活動は原則実施しません。
 - ③参加費は振込（手数料は保護者負担）となります。保護者説明会にてお伝えします。
 - ④傷害保険の内容については、保護者説明会にてお伝えします。
 - ⑤会場への移動については、現地集合、現地解散となります。駐車場の確保ができないため、公共交通機関か自転車での来場をお願いします。自転車で来場する際は、ヘルメットの着用をお願いします。
 - ⑥生徒が活動中に怪我をした際には、応急処置は会場にて行います。救急搬送については、運営スタッフが対応します。医療機関への受診が必要と考えられる場合には、保護者の方にご連絡いたします。後日、運営より保険の手続きのご案内をします。
 - ⑦活動日の出欠の確認及び中止連絡等のため、「スポあんアプリ」への登録をお願いします。
 - ⑧活動の様子を写真や動画で撮影することがあります。
撮影したものは県や越谷市、越谷アルファーズのホームページ等に掲載することがあります。
 - ⑨モデル事業であるため、主催関係者等が見学することがあります。
 - ⑩保護者の方も見学することが可能です。来場の際は公共交通機関か自転車でお越し

ください。

⑪生徒、保護者、学校関係者の皆様にはアンケートをお願いします。

⑫日程及び会場は現時点のものであるため、今後変更となる場合があります。

3 活動内容

越谷アルファーズは、埼玉県越谷市に拠点をおくプロバスケットボールチームです。昨年度に引き続き、「新たな地域クラブ活動モデル事業」に参画をすることになりました。

1回の活動は、(男子、女子各)約1時間半程度(予定)を予定しております。

プロの指導者による基礎練習、チーム練習、試合形式など。

技術向上だけでなく、主体性、協調性、リーダーシップなど選手の心の指導にも尽くします。

4 指導者略歴

氏
2021- 茨城ロボッツ U15AC
2022- 茨城ロボッツ U15HC
2023- 越谷アルファーズ U18HC

氏
2024- 岩手ビッグブルズアカデミーコーチ
2025- 立川ダイス U15女子 HC
越谷アルファーズ U15Girls AC
2026- 越谷アルファーズ U12HC

部活動指導員と外部指導者の違い

- 部活動指導員

単独で専門的な技術指導を行うことができる。単独で練習試合や大会への引率、指導、監督ができる。**顧問教員の同席が必要ない。**

身分：会計年度任用職員

- 外部指導者

顧問教員の指導方針の沿った専門的な技術指導の補助を行う。単独での指導、練習試合や大会への引率はできない。**顧問教員の同席が必要。**

身分：学校協力者

1

令和 8 年度部活動指導員配置状況

(1) 配置校、部活

- ①北中：サッカー部（令和 6 年度より継続配置）
- ②武蔵野中：女子バレー部（令和 6 年度より継続配置）
- ③富士中：剣道部（令和 7 年度より継続配置）
- ④東中：剣道部（新規）
- ⑤北陽中：水泳部（新規）
- ⑥平方中：ソフトボール部（新規）
- ⑦大袋中：サッカー部（令和 6 年度配置あり）
- ⑧大相模中：剣道部（新規）

2

地域運動部活動推進事業業務委託仕様書

1 件名

地域運動部活動推進事業業務委託

2 履行場所

越谷市立中学校 3 校

3 履行期間

契約締結日から令和 9 年 1 月 3 1 日（日）まで

4 事業の概要

令和 2 年 9 月にスポーツ庁より公表された「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」において、令和 5 年度以降、休日の部活動を段階的に学校教育から切り離し、地域のスポーツ活動に移行するという方策が示されている。

越谷市では、生徒にとって望ましい持続可能な部活動と学校の働き方改革の実現を図ることを目的とし、越谷市立中学校における休日の部活動の地域移行（連携）について、課題等を整理・検証することで、生徒にとって望ましい持続可能な部活動と学校の働き方改革の実現を図る。

5 業務内容

本業務に関する詳細は以下のとおりとする。

(1) 基本業務

越谷市内の中学校の休日の運動部活動に指導員を配置し、所属する生徒へ指導を行うとともに、指導員への報酬を支払う。また、部活動の指導において必要となる事項について、下記のとおり実施すること。

①配置部活動：市内中学校 3 校 合計 1 5 部活動

②配置人数：1 部活動につき 2 名以上とする。人数の上限は設けない。1 部活動につき 2 名以上の登録も可とする。やむを得ない事情が生じた場合には、越谷市と協議の上、登録外の指導者との交代の許可を得ること。

③活動日：契約締結日以降で、越谷市が指定する土曜日、日曜日または祝日（国民の祝日に関する法律に規定する休日）、及び冬期休業日の部活動練習日計 2 4 0 回（各部活動 1 6 回程度×1 5 部活動）

※土日のどちらかにおいて、学校部活動として大会に参加する場合は基本的には本業務の指導日の対象外とするが、平日部活動の指導を行う顧問と協議の上、同伴するなどの場合は、本業務としてみなす。

- ④活動時間：生徒と共に活動する時間は準備・片付けも含めて1日3時間以内、運営スタッフが行う準備・片付けの時間は1時間以内とする。なお、活動の時間帯を学校と協議し、生徒を日没までに帰宅させること。
- ⑤業務の流れ：活動日の業務の流れは下記を標準とすること。活動終了後は参加生徒を一堂に集め、下校させることとし、下校の方法は学校と調整すること。
※土日のどちらかにおいて、練習試合を実施する場合は、生徒への引率及び指導を行うものとする。

＜業務の流れ（標準例）＞

- ① 活動前に統括責任者に生徒の出欠その他必要事項の確認、自身の体調確認
↓
①' 会場への引率
- ② 活動準備（施設や用具の安全点検等も含む）
↓
- ③ 生徒の点呼（出欠確認）を行い、活動を実施
↓
- ④ 片付け、生徒の着替え、生徒を集合させて下校
↓
④' 所属校への帰校引率
- ⑤ 名簿の保管、施設の消灯・施錠
↓
- ⑥ 統括責任者への報告（生徒の出欠、ケガやトラブル、生徒からの意見等）
※緊急の場合は速やかに統括責任者に報告すること

⑥学校施設及び物品の使用について

ア 施設の使用

- （ア）受注者は、活動に必要な学校施設について校長の許可を得て使用することができるものとする。

※使用する施設の想定

- ・参加生徒や運営スタッフの動線となる門、脱履場（土間）、廊下、階段、トイレ及び手洗い場等
- ・本業務として利用する時間帯の運動場及び体育館、部室等

- （イ）施設の使用にあたっては、事業の実施により、施設の構造、建築材その他の箇所について、剥離、損耗、滅失等による機能や安全性、美観を損なうことがないように、使用方法に留意するとともに、活動の前後に点検を行い、施設の維持・管理に努めること。

- （ウ）事業の実施に必要な施設の鍵は、学校の指示に従い、適切に管理すること。

イ 物品の使用

- （ア）活動は原則として学校の物品を使用して行い、シューズ等、個人で使用する物

を除き用具の購入等を生徒又は保護者に求めないこと。学校物品の使用にあたっては、事前に校長の許可を得ること。

- (イ) 受注者は、活動の物品購入のための学校予算の範囲内で、活動に必要な物品の購入を学校に依頼することができる。依頼にあたっては、事前に学校と調整を行うこと。

⑦安全管理

ア 安全な活動の実施

受注者は、生徒の安全が確保されるよう、活動の実施に必要な設備及び物品等の安全点検を実施するとともに、生徒の健康状態や個人差に十分配慮し、体罰や各種ハラスメントの無い、適切な活動を行うこと。運営スタッフは、生徒の言動に注意し、部活動においていじめ、虐待の兆候がある場合には統括責任者を通して学校に相談し、連携して対応すること。

イ 事故やけがへの対応

- (ア) 事故やケガが発生した場合の対応については、事前に学校と協議し、必ず運営スタッフで迅速に対応すること。
- (イ) 活動時は、応急措置に必要な物品を備えた救急セットを常備すること。
- (ウ) 生徒を活動場所から他の場所へ移動させる場合は、必ず運営スタッフが付き添い、生徒と共に待機すること。
- (エ) ケガの程度により、必要に応じてタクシーなどで医療機関に搬送すること。この場合、統括責任者から当該生徒の保護者及び本市指導課長へ連絡し、医療機関等の関係機関と協力して対応にあたること。救急隊を要請した場合は、本市指導課長へ連絡すること。また一連の対応後、速やかに本市指導課長に報告すること。
- (オ) 生徒への付添のため、運営スタッフが欠ける場合など、安全な指導ができる体制が組めない場合はもう1人の運営スタッフは直ちに活動を中断すること。救急隊の同行等により当該状況が長時間継続することが見込まれる場合は、活動を中止し、保護者に連絡した上で、参加生徒を安全に下校させること。
- (カ) 事故やケガ発生の際においても、経過や対応の報告、傷害保険及び賠償保険の手続きの支援など、保護者への対応を誠実にやり、円滑かつ速やかな事案の収束を図ること。

ウ 熱中症対策

- (ア) 熱中症予防のため、生徒の健康状態や個人差に十分配慮し、活動前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分や塩分の補給ができる環境を整えること。また、活動中や活動終了後にも適宜水分補給を行うこと等の適切な措置を講じること。
- (イ) 活動時はWBGT（湿球黒球温度）値の測定器を各校に常備し、活動前及び活動

中に WBGT 値を適宜確認すること。

- (ウ) WBGT 値に応じ、公益財団法人日本スポーツ協会の定める運動指針等に基づいた対応を行うこと。また、熱中症警戒アラートが発表された場合には活動を中断すること。

エ 災害時の対応

- (ア) 災害が発生した際は、災害発生状況や被害状況の把握に努め、学校とも連携を図りながら、生徒の安全を考えた適切な対応に努めること。

(イ) 落雷事故対策

運営スタッフは落雷の危険性を認識し、事前に天気予報を確認するとともに、天候の急変などの場合はためらうことなく計画の変更・中止等の措置を講ずること。また、雷鳴が聞こえるときは速やかに生徒を安全な場所（校舎内等）に避難させること。

(ウ) 暴風・大雨等への対策

- a 活動実施前に「暴風・暴風雪警報」「特別警報」「避難指示」の1つでも発令又は発表されている場合

- (a) 午前6時までに解除されないときは、午前中の活動は中止すること。
- (b) 午前11時までに解除されたときは、学校と相談の上、午後の活動について、実施又は中止を判断すること。
- (c) 午前11時を過ぎても解除されないときは、当日の活動を中止すること。

- b 活動実施中に「暴風・暴風雪警報」「特別警報」「避難指示」が発令された場合直ちに活動を中止し、参加生徒を安全な場所で待機させること。参加生徒の安全を第一に考え、学校と相談のうえ、参加生徒の帰宅方法をあらかじめ定め、保護者に周知しておくこと。

- c 気象庁の予報等を確認し、これらの警報等の発令の恐れがある場合は、あらかじめ活動の中止を検討する等の対応を講じること。

(エ) 地震への対策（市域で震度5弱以上の地震が発生した場合）

- a 活動開始前に発生したときは、活動を中止すること。
- b 活動中に発生したときは、直ちに活動を中止し、参加生徒を安全な場所まで避難させること。

(オ) その他

光化学スモッグや PM 2.5 の発生等、受注者が活動に支障があると判断した場合は、活動内容の変更又は活動の中止等の措置を講じること。

- (カ) ⑦エ（イ）から（オ）に関わらず、学校が必要と認める対策については、学校と調整し実施すること。

オ 緊急下校の対応

受注者はあらかじめ学校周辺の交通状況等を確認しておき、災害発生時等、緊急

に生徒を下校させる必要が生じた場合は、運営スタッフも引率に加わって安全に下校させること。

カ 感染症対策

(ア) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、国、本市、日本スポーツ協会及び競技連盟や団体の感染症対策ガイドライン等に基づく対策を徹底すること。

(イ) その他の感染症への対策についても、適宜実施すること。また、本市から指示する対策についてはこれに従うこと。

⑧活動中止の場合の対応

ア 中止の決定

悪天候等により活動が実施困難であるときは、受注者の判断で、活動を中止することができる。活動中止の決定は、原則として活動開始の2時間前までに行うこと。

イ 中止の連絡

活動中止を決定した場合は、受注者から保護者に連絡を行うこと。

⑨保護者への各種連絡等

ア 保護者への連絡

(ア) 保護者への連絡は原則として統括責任者から電話又は電子メールで行うこと。また、本市の許可を得て、アプリケーションソフトによる一斉配信等の措置を講じることができる。

(イ) 連絡を行う電話等の情報機器は、受注者が契約する社用の機器を使用することとし、個人所有の機器への参加生徒及びその保護者の個人情報を登録することを禁止する。社用の情報機器にはパスワードによるロックなど、個人情報保護対策を必ず行うこと。

(ウ) 保護者を含む複数の宛先にメールを送信する際は、必ず BCC 欄を使用するとともに、内容又は宛先に誤りがないよう複数人でチェックをするなど、情報漏洩やトラブル防止のための最大限の対策を実施すること。

イ 保護者からの連絡等対応

(ア) 保護者から受注者への連絡及び問い合わせは、統括責任者又は事務所で受けること。統括責任者の使用する社用電話及び事務所の電話を連絡及び問い合わせ先として保護者等へ周知すること。

(イ) 本業務の活動時間を含む日中は、保護者からの連絡や問い合わせを受け、即時対応できる体制を整えること。また、参加生徒の下校後最低1時間は、保護者等からの連絡や問い合わせに迅速に対応できる体制を整えること。

ウ 保護者説明会（オンライン）

活動開始前に、各校の保護者に対し、運営体制や活動内容、参加手続き等に関する説明会を実施すること。説明会に参加できなかった保護者に向け、オンデマンドによる配信を実施すること。説明会の実施時期、内容等に関しては、本市と協議す

ること。

⑩保険手続き

ア 保険加入手続き

（公財）スポーツ振興センターの災害共済給付（医療費、障害見舞金または死亡見舞金の支給）と同等以上と本市が認める内容の傷害保険及び賠償責任保険に生徒を加入させ、保険申込手続き、保険の契約、保険料の納付等事務を行うこと。

イ 保険請求手続き

生徒が加入する保険の請求について、受注者は必要な手続きを行うとともに、保護者が行う手続きを支援するなど、保護者が速やかに正当な補償を受けられるよう誠実に対応すること。

⑪事業報告等

ア 事業報告書の提出

受注者は事業内容を明らかにした事業報告書を、活動終了後速やかに本市に提出すること。事業報告書には、生徒の参加状況、事業期間を通じた活動の実施状況、事故等の集計、学校施設使用状況、運営スタッフの配置状況及び研修実施状況等について記載すること。

なお、事業報告書及びその他の報告書は非公開情報を除き、情報公開の対象となるので留意すること。

イ 実績報告書の提出

受注者は、各月の運営スタッフの勤務状況及び活動実績（生徒参加状況、活動日時、試合等参加日、事故・苦情・その他のトラブル等に関する報告等）を当該月の翌月5日までに実績報告書により報告すること。

ウ 受注者は、本市が本業務に関し必要な情報等の提供を求めた場合には、速やかに書面又は電子データにより提供すること。

⑫その他

ア 禁止行為

事業の運営にあたり、受注者及び受注者に雇用又は業務を委託された者は、政治的活動及び宗教活動を禁止する。

イ 苦情処理

保護者等からの要望や苦情（以下「要望等」という。）に迅速かつ適切に対応すること。要望等への対応者（統括責任者）の氏名及び連絡先電話番号を活動計画に明記し、連絡・相談体制の整備を図ること。また、対応が困難な要望等があった場合は、速やかに本市及び学校に連絡し、対応を協議すること。

（２）調査業務

①業務内容

ア 休日部活動の管理運営業務の実施に係る成果と課題の整理

(ア) 業務の実施に係る成果の整理

休日部活動の管理運営業務の実施による成果について整理すること。

(イ) 運営に係る課題の整理

休日部活動の管理運営業務を実施する中で発生した、または発生することが想定される、運営上の課題について整理すること。

(ウ) 運営体制に係る課題の整理

休日部活動の管理運営業務を実施する中で発生した、または発生することが想定される、運営体制上の課題について整理すること。

(エ) 事業の拡大可能性に係る課題の整理

休日部活動の事業の拡大可能性、または拡大するための課題について整理すること。

(オ) 課題整理にあたっての留意点

上記(イ)(ウ)(エ)の課題整理にあたっては次の点に留意すること。

- ・学校の活動として行われる平日部活動との連携
- ・教育活動の一貫として行われる部活動における生徒指導
- ・事故等発生時の対応
- ・学校との連携
- ・保護者との連携
- ・大会・練習試合等参加時の監督、引率
- ・指導者の確保
- ・運営主体の確保
- ・事業経費の抑制

②調査報告書の作成

受注者は調査業務結果を明らかにした調査報告書を、業務終了後、速やかに本市に提出すること。また、履行期間中に中間報告を提出するものとし、その提出時期や内容については本市の指示に従うこと。

6 管理運営業務にかかる配置人員

(1) 職種別活動内容及び配置数

職種	配置数	業務内容
統括責任者	1名	○本市との連絡調整 ○学校との連絡調整 ○毎月の活動計画の作成、提出 ○試合等への参加にかかる調整 ○活動中止の判断

		○活動中の事故やけがへの対応及び報告 ○参加生徒の保護者への連絡調整 ○指導状況確認（週 1 回程度は行うこと。） ○使用する学校施設及び物品に関する調整、管理 ○部活動指導者の管理監督 ・部活動指導者への指導、資質向上 ・部活動指導者間の情報交換、共通理解の形成 ・部活動指導者の勤退管理 ・部活動指導者の急な欠員補充対応
部活動指導者	1 部活につき 2 名以上	○部活動の指導 ・当日の指導内容の計画・指示 ・生徒の活動への出欠状況把握 ・生徒への指導及び安全管理（下校指導を含む） ・学校外で活動を行う場合の引率及び監督等 ・活動中の事故やけがへの対応及び報告 ○部活動指導者間の協力 ・統括責任者との連絡調整 ・指導者間の情報共有

（２）実施体制

統括責任者及び運営スタッフには、次表の要件を満たす者を配置すること。

職種	要件
統括責任者	受注者の常勤雇用者である者で、日中や活動時間中等は必ず保護者からの連絡が取れ、必要に応じて迅速に現地対応ができる者
部活動指導者	・指導種目の競技経験がある者 ・学校の部活動または地域での指導経験がある者

（３）勤務時間

総括責任者、運営スタッフの 1 日当たりの勤務時間は以下の通りとする。

職種	1 日あたりの勤務時間数
統括責任者	4 時間まで（試合等は 8 時間まで）
部活動指導者	4 時間まで（試合等は 8 時間まで）

※総括責任者の勤務時間数については、人件費として計上する時間数を示す。

※運営スタッフの勤務時間には、準備、片付け、下校の指導等に要する時間を含む。

(4) 給与・謝金等

運営スタッフの給与等については、受注者の就業規則等により定めること。なお、本業務はスポーツ庁委託事業であるため、運営スタッフの給与等、実出勤日、実勤務時間、実支払額並びに活動日及び活動時間等の事業実施状況の分かる書類（就業規則、出勤簿、勤務時間管理簿、事業日報、給与・謝金等台帳（支払明細）等）の提出を求めることがある。また、これらの書類は、事業完了の日の属する年度の終了後5年間は保存すること。

(5) 交通手段

運営スタッフは、自動車での通勤及び学校敷地内への駐車を希望する場合は、事前に学校に連絡すること。

(6) 研修

運営スタッフには下記の内容例の事項を含む研修を10時間程度実施し、能力の向上に努めること。

【内容例】

「越谷市立中学校部活動ガイドライン」の遵守、本業務の趣旨、学校との分担・連携、指導者の役割、生徒との接し方、体罰等の防止、安全管理、アレルギー対応、種目の指導案作成、マネジメント、指導実技等

(7) 事務所の指定

受注者は生徒の緊急連絡先、保険関係書類等の保管及び各書類を使用した事務等を行うため、事務所を指定し本市へ報告する。

※各種書類は、事故が発生した際等に統括責任者が速やかに必要な内容を確認及び活用できるようにしておくこと。

7 その他

(1) 完了報告・支払方法

①越谷市指定様式において、事業終了後月ごとに翌月5日までに完了報告書を提出すること。

②支払方法は完了払（毎月払）とし、発注者が請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(2) 本市への報告

受注者は、以下の各号に掲げる場合、速やかに本市に報告すること。

①本業務の実施中に事故が生じた場合

②本業務の履行にあたり、学校及びその他の施設若しくは物品を滅失し、又は毀損した

場合

- ③本業務において、参加生徒に傷病があった場合
- ④保護者等から要望等があった場合
- ⑤事業計画の重要な部分を変更する場合
- ⑥その他本市の指示する事項

(3) 実地調査等

- ①本市は、本業務及び経理の状況、情報管理体制に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。その際、受注者は書類の提出、開示及び説明を行う等、積極的に協力すること。
- ②受注者は、仕様書及び企画提案書等に沿って適正に遂行されているかどうかについて自己点検を行うこと。点検結果及びその内容に対し、本市は提出内容及び時期等について受注者に指示する。
- ③本市は、受注者が法令・契約書等を遵守しない場合、又は仕様書及び企画提案書等に沿った運営を行っていない場合は、業務改善を指示する。この場合、受注者は改善計画書をすみやかに提出するとともに、適切な対応をしなければならない。

(4) 監査等

本市の本業務にかかる監査等の対象となる場合において、受注者は説明を求められ、調査の対象となり、帳簿書類その他の記録の提出を求められた場合は、本市の指示に従い対応を図るとともに、説明資料の作成等に協力すること。また、本業務にかかる業務の証拠書類については、事業完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(5) その他

- ①本業務の履行にあたっては、本市と密接に連絡を取るとともに、本仕様書及び契約書に定めのない事項並びに履行上の疑義については、越谷市契約規則その他関係法令の規定によるほか本市と受注者の協議により定めるものとする。
- ②受注者は、本仕様書に記載されていないことで、本業務を行う上で本市が必要と認めたことについては本市との協議に応じること。

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の概要（趣旨・全体構成）

令和8年度から新たに「改革実行期間」がスタートすることを踏まえ、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、**部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、国としての考え方を示すもの**

※公立中学校等が主な対象（「IV 学校部活動の在り方」については、国立・私立を含めた中学校及び高等学校等が対象）

I 部活動改革の基本的な考え方・方向性

- 1 改革の理念
- 2 取組の類型・名称（地域展開・地域連携）
- 3 改革の方向性
 - （1）基本的方針
 - （2）改革期間及び取組方針（休日・平日）
 - （3）留意事項

II 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

- 1 地域クラブ活動の在り方
- 2 地域クラブ活動に関する認定制度 ※詳細は別冊資料①を参照
 - （1）趣旨
 - （2）想定される認定の効果
 - （3）認定制度の概要（認定要件・認定手続等）
 - （4）認定されていない地域クラブ活動の取扱い

III 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

- 1 推進体制の整備
 - （1）地方公共団体における体制整備
 - （2）国・都道府県・市区町村等・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の役割分担
 - （3）地域クラブ活動の運営団体・実施主体による生徒が所属する中学校等との連携
 - （4）関係団体等・大学・民間企業との連携
- 2 各種課題への対応
 - （1）運営団体・実施主体の整備等（2）指導者の確保・育成
 - （3）活動場所の確保（4）活動場所への移動手段の確保
 - （5）生徒の安全・安心の確保（6）障害のある生徒の活動機会の確保
- 3 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参画促進等

IV 学校部活動の在り方

- 1 適切な運営のための体制整備
 - （1）学校部活動に関する方針の策定等（2）指導・運営に係る体制の構築
- 2 適切な指導及び安全・安心の確保
 - （1）暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶
 - （2）合理的かつ効率的・効果的な活動の推進
 - （3）競技ごとの指導手引きの普及・活用
- 3 適切な活動時間・休養日等の設定
- 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

V 大会・コンクールの在り方

- 1 生徒の大会等の参加機会の確保
- 2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備
 - （1）大会等への参加の引率（2）大会等の運営への従事
- 3 生徒の大会等の安全確保
- 4 全国大会をはじめとする大会等の在り方

VI 関連する制度の在り方

- 1 教師等の兼職兼業
- 2 教師の人事における学校部活動の指導力の評価等
- 3 高等学校入学選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い

別冊資料

- ①地域クラブ活動に関する認定制度（指導者登録制度を含む。）
- ②活動の地域展開等に関する参考資料

1

参考資料 1

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の概要（主な内容）

- 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実
- 障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備
- 地域クラブ活動においては、**学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出**

【中間評価】



改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す
※現時点で着手していない地方公共団体においても、**前期の間に確実に休日の地域展開等に着手**
（中山間地域や離島等で地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を推進）

休日

平日

※学校部活動をベースとした地域との連携など、**地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要**

競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等のため、**国が示す要件等に基づき、市区町村等が地域クラブ活動の認定を行う仕組みを構築**

【呼称】「認定地域クラブ活動」 【想定される認定の効果】 公的支援（財政支援、学校施設の優先利用等）、大会・コンクールへの円滑な参加等

【主な要件】 活動時間（平日は1日2h程度以内、休日は1日3h程度以内） / 休養日（週2日以上、休日のみ活動の場合は土日どちらか） / 低廉な参加費 / 指導体制（日本版DBS活用を含めた不適切行為の防止徹底、指導者研修・登録等） / 安全確保 / 学校等との連携

推進体制 国としての取組方針の提示・地方公共団体への支援・周知広報等 / 都道府県のリーダーシップ / 市区町村等が改革の責任主体 / 専門部署の設置・コーディネーターの配置 / 生徒が所属する中学校等との連携 / 関係団体等・大学・民間企業との連携等

各種課題への対応 ①運営団体・実施主体の体制整備等 ②指導者の確保・育成 ③活動場所の確保（学校施設の有効活用等） ④移動手段の確保 ⑤生徒の安全確保 ⑥障害のある生徒の活動機会の確保 ※6項目について具体的な取組内容等を整理

ニーズ反映・参画促進等 生徒等のニーズの把握・反映 / 地域クラブ活動への参加促進のための情報提供等（体験会の開催、入学説明会等でのオリエンテーション、ポータルサイトなどによる一元的な情報提供等） / 生徒のクラブ運営等への参画（生徒同士の話し合いなど）

- 適切な運営のための体制整備（部活動に係る方針策定、部活動指導員等の配置や合同部活動の実施、勤務時間管理・業務改善等）
- 適切な指導及び安全・安心の確保（暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶、事案発生時の迅速な対応・再発防止、過度な練習等の防止等）
- 適切な活動時間・休養日等の設定 ● 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備
- 生徒の参加機会確保（地域クラブ活動等の参加促進等） ● 大会等への引率や運営に係る体制整備（教師以外の関係者の参画促進等）
- 生徒の安全確保（熱中症対策等） ● 大会等の在り方の見直し（多様なニーズを踏まえた大会等の開催等）

従事を希望する教師等の兼職兼業の円滑化（中学校教師だけでなく小学校教師（体育専科等）や高校・特別支援学校の教師等を含む）
教師の人事・採用での部活動指導力の評価における留意、高校入試における取扱いなど

地域クラブ活動に関する認定制度の概要

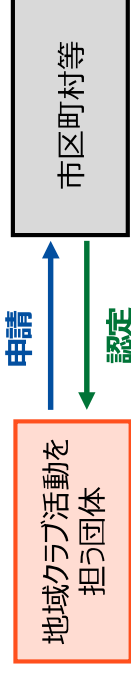
認定スキーム

- 国が示す認定要件等に基づき、市区町村等が認定を実施
- 地域クラブ側からの申請を受け、市区町村等において審査の上、認定

認定後も、市区町村等が適切に指導助言等を実施

※国が示す認定要件に沿って、市区町村等が自ら運営する地域クラブ活動については、認定したものとみなす

※認定の有効期間は、最長3年間の範囲内で、地域の実情に応じて市区町村等において設定



認定要件

事項	主な内容
①活動の目的・理念	・学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障（選抜等を行わず、参加を希望する生徒を幅広く受け入れることを含む）
②活動時間・休養日	・平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内 ・週2日以上上の休養日を設定（休日のみ活動する場合は、原則、土日どちらかを休養日に設定）
③参加費等	・活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な参加費等を設定（国が示す目安を踏まえる）
④指導体制	・暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の防止徹底（日本版DBSの活用を含む） ・市区町村等が定める研修を受講し、登録された指導者等による指導（※） （※）「認定地域クラブ活動指導者」登録制度を構築（研修メニュー例、登録要件・手続等、不適切行為への対応等について規定）
⑤安全確保	・生徒の健康状態や気温等を考慮した適切な活動、施設・設備等の点検、緊急時の連絡体制整備 ・怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険への加入（参加者及び指導者等）
⑥運営体制	・関係法令の遵守、規約等の作成・公表、公正かつ適切な会計処理、営利を主目的とせずに運営
⑦学校等との連携	・活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する情報共有

（※）円滑な実施の観点から、一定期間の経過措置を設ける（原則として令和8年度末まで）

想定される認定の効果（メリット）

- ①生徒・保護者等に対する市区町村等による情報提供
- ②地域クラブ活動の運営等への公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免、学校備品等の活用等）
- ③地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業
- ④生徒の大会・コンクールへの円滑な参加

第2期埼玉県地域クラブ活動推進計画（前期：令和8年度～令和10年度）の概要について

I 第2期計画の概要

1 計画策定の趣旨

- ・ 現行計画期間中、中学校の学校部活動の地域展開を実施する市町が増加する一方で、部活動の地域展開に向けた方針策定や体制構築等に時間を要し進捗に課題が見られる市町村もある。県内の学校部活動を地域展開し、地域クラブ活動を一層推進するためには、より実効性の高い支援策等が必要である。
- ・ 現行計画の進捗状況や国のガイドライン*1を踏まえ、地域クラブ活動の推進に関する県の基本方針や具体的な取組等を示す。



将来にわたって生徒一人一人が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保及び充実を図る。

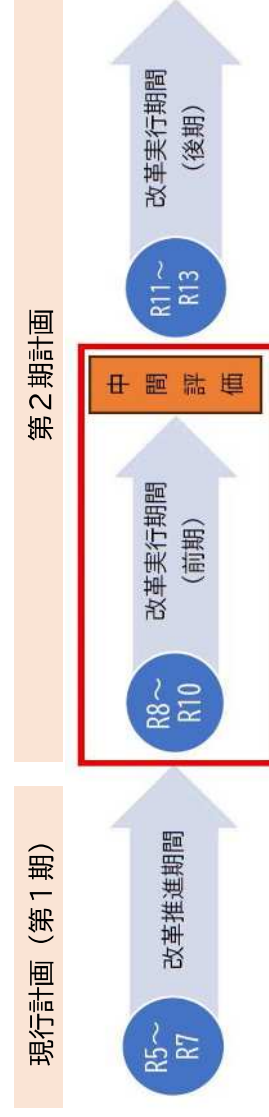
*1 文部科学省「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」 令和7年12月策定

2 計画の位置付け

- ・ 国ガイドラインにおいて、『広域自治体としてリーダーシップを発揮し、都道府県全体としての改革方針を示す』とされたことを踏まえて策定する。

3 計画期間

- ・ 令和8年度～令和10年度



※ 令和8年度から令和13年度までの6年間で「改革実行期間」と位置付け、前期3年間及び後期3年間とし、前期の終了時に、改革の進捗状況等について「中間評価」を実施する。

Ⅱ 現行計画における県の主な取組と成果・課題

取組

- ・市町村及び総合型地域スポーツクラブ・民間事業者等に委託して地域展開に関する実証事業*2を実施した。

【事例：上尾市における実証事業の概要（令和7年度）】

基本方針	休日に生徒が自己の興味関心に合わせた活動を継続的に選択できるようにする
実施種目	21種目（ソフトテニス、バスケットボール、サッカー、野球、陸上等）
拠点数	27拠点（種目によって市内に1以上の拠点で実施）
運営団体	NPO法人
実施主体	地域で活動するスポーツ・文化芸術団体（地域指導者を公募し実施主体と接続）
実施期間	年間
活動場所	学校、公共施設
参加費等	参加費：500円（1回あたり） 年会費：3,300円



※実証事業において、学校の枠を越え、学校部活動にはない、生徒のニーズに応じた地域クラブ活動が展開された市町村もあった。

【実践例】ニュースポーツ、ダンス、英会話、プログラミング等

- ・市町村訪問、地域ミーティング*3、実証事業報告会*4等を実施し、市町村に情報提供や助言を行った。
- ・シンポジウム*5の実施やリーフレット・ポスターの作成・配布等により、県民・関係者の理解促進を図った。

成果

- ・休日の地域展開を実施する市町村数 ⇒ 29市町まで増加

*2 県から受託した市町村等が学校部活動の地域展開のための条件整備を進め、休日の地域クラブ活動を1以上立ち上げ、得られた成果等を県内市町村等で共有。
 *3 市町村担当者や地域クラブ活動関係団体等との協議会、県内各地域で実施。
 *4 実証事業に参加している市町の実践報告及び市町村担当者による協議を実施。
 *5 県内外の好事例の紹介、有識者によるパネルディスカッション、協議等を実施。

課題

- ・休日における学校部活動については、いまだ多くの学校で実施しており、学校部活動から地域クラブ活動への完全な展開に向けては、様々な課題がある。

Ⅲ 第2期計画の基本理念と基本方針

1 基本理念

- ・地域全体で関係者が連携して活動を支える
- ・学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出する
- ・活動を希望する全ての生徒が多種多様な選択肢の中から活動に参加できる環境を目指す

2 基本方針

- ・改革実行期間（令和13年度）内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現
- ・現時点で着手していない地方公共団体においても、改革実行期間前期間（令和10年度）までの間に確実に休日の地域展開等に着手
- ・地域等の実情は多様であることに留意 ▶ 各市町村が主体的に持続可能な体制を構築できるような支援

3 取組の方向性

県の役割

- ・広域自治体としてリーダーシップを発揮
- ▶ 県全体の改革方針として本計画を策定
- ▶ 市町村に対するきめ細かな支援
- ▶ 広域的な基盤づくり

目指す地域クラブ活動の姿

- ・地域クラブ活動に関する認定制度
- 地域クラブ活動の指導者の登録制度
- の各市町村における円滑な導入・運営への支援

障害のある生徒の活動機会の確保

- ・障害の特性に応じた配慮等に関する指導者研修
- ・障害者スポーツ団体等との連携など

生徒等のニーズの反映

- ・生徒等のニーズに合った地域クラブ活動の構築等
- ▶ 生徒等へのアンケート調査などを実施、その結果を取組に反映

4 計画の指標

1以上の学校部活動の地域展開を実施する市町村数（さいたま市を除く）

現状値：29（令和7年度末） → 目標値：62（令和10年度末）

IV 地域クラブ活動の推進に向けた県の取組

県の取組	
1 関係者間の連携体制の構築 (1) 関係者間のネットワーク構築 (2) スポーツ・文化芸術団体や大学等との連携 (3) 大会・コンクール等主催団体との連携	4 市町村の取組の支援 (1) 市町村の課題を踏まえたきめ細かな支援 (2) 地域との課題共有や多様な団体間で議論を深める場の提供 (3) 県実証事業の成果や好事例等の情報提供
2 県民・関係者等の理解促進 (1) 地域ミーティング及びシンポジウムの開催等 (2) ポスターの掲示及びリーフレットの配布等 (3) 機運醸成に向けた各市町村等への働きかけ	5 地域クラブ活動の持続可能な運営に向けた支援 (1) 学校施設等の有効活用事例に関する周知 (2) 保護者の費用負担の軽減につながる手法の周知等 (3) 経済的に困窮する世帯の生徒への支援に向けた関係機関との連携
3 指導者の質の保障と量の確保 (1) 指導者向け研修機会等の提供及び認定地域クラブ活動指導者登録制度への対応 (2) 指導者人材バンク等の拡充と認定地域クラブ活動指導者の活用 (3) 教員等の兼職兼業制度の適切な運用	

V 推進体制

埼玉県地域クラブ活動推進庁内委員会

- ・知事部局及び教育局の関係課で構成
- ・各取組の進捗状況や指標の達成状況を定期的に検証・評価し、取組を改善

埼玉県地域クラブ活動推進協議会

- ・幅広い分野^{*6}の関係者や学識経験者等で構成
^{*6} 教育・スポーツ・文化芸術・福祉・まちづくり等
- ・地域展開の現状や課題について情報共有や協議

第5回越谷市部活動地域移行推進会議 記録

2026. 2. 16
指導課

【協議記録】

○越谷市スポーツ協会副会長

- ・事業での指導員は技術指導について、何か認定を受けているのか。
- ・令和10年度までに移行するのか。

⇒（事務局）

- ・JR 東日本では研修を行っている。技術面については把握していない。平方中の取組は実際に見に行ったが、生徒に合っているようであった。課題がある生徒にも対応していた。
- ・国は令和13年までに土・日を移行、となっているので、本市としても、こどもたちに選択できるようにしていきたい。

○越谷市スポーツ協会 剣道連盟事務局長

- ・剣道連盟として、こどもたちが参加しやすい、教員もこちらに和しやすい環境をつくりたい。

○越谷市レクレーション協会会長

- ・外部指導者、部活動指導員が入り、顧問と教え方が違うのが心配である。その点どのようにお考えか。

⇒（事務局）

- ・部活動指導員がいる部活には、外部指導者は入れない。平日と休日と指導が違う可能性はある。よく研修するとともに、運営団体を介して情報共有したい。

○越谷市文化連盟副会長

- ・指導者のレベルをどう見ていくかが課題である。

○越谷市文化連盟会長

- ・間隔が短いときは10日に1回程度と会議が多く、指導課が大変である。アルファーズが関わっているが、アルファーズが見えてこない。指導課とどのような話し合いをしているかが見えてこない。
- ・アルファーズの取組は、R6年度実施の感想では期待が大きいことが分かるが、R7年度では活動場所までの移動が不安という意見が多いが、どのように考えているか。
- ・アルファーズの事業への参加者が少ない。プロに教えてもらうのは楽しみはなはず。
- ・「さいたまけん★こどものこえアンケート」では「部活動地域移行（展開）」という言葉が63.7%が知らないと答えているが、この点をどう考えるか。

⇒（事務局）

- ・アルファーズの取組は1番長くやっている。確かに見えてこないのはごもっともである。P10上段は実績である。3月に打ち合わせを経て、また情報をだせればと考えている。

- ・県のアンケートについては、本市についてはR 5年度に実施アンケートを取ったが、1 回限りなので浸透はしていないかもしれない。今後検討していく。
- ・（指導課長）県のアンケートは、小・中・高校生にとっている。地域移行は、公立中学校のみに行っているの、そのような数字になっている。また、部活を切り離すのではなく、地域も含めて行っていくということである。
- ・アルファーズの取組に参加しない方へもアンケートを行ったが、あまり回答してもらえなかった。

○越谷市P T A連合会会長

- ・アルファーズは大事だと思っている。せっかくプロが地元にあるので強くなってほしい。
- ・保護者の代表として、指導者がどんな方なのかは気になる。（暴力も含め）
- ・高校や大学に、こどもの選抜関係で行き、進路に関する話もしてもらいとてもよかった。高校や大学とのパイプも作ってほしい。また、様々な方に教わるのも良い。県立高校、県立大学との連携も視野に入れてほしい。

○越谷市P T A連合会副会長

- ・熱血の指導の方が多い。熱がこもってしまうこともあるので、部活動指導員に不安がある。どのように対策しているか。
- ・スポーツに触れる機会をつくってくれているが、段階的に分けることを検討してはどうか。

⇒（事務局）

- ・指導員は事前に研修を行っている。
- ・

○越谷市P T A連合会副会長

- ・P 1 0の関連で、来年度県の補助金はないとのことだが、これについてわかるか。
- ・部活動指導員、JR 東日本の事業、結構お金がかかると思うが、総額どれくらいなのか。
- ・最終的に受益者負担となると思うが、どれくらいか。

⇒（事務局）

- ・P 1 0の関連について、県の補助金はアルファーズに直接いっているのだからわからないが、平方中の補助金は別ルートで来ている。
- ・指導員は、1 時間1 7 0 0円で、月4 7 時間まで、1 人あたり1 0 0 万円弱かかっているが、3 分の2は補助金が出ている。
- ・平方中の取組は2 0 0 万円くらいであり、補助金は県からきている。
- ・最終的には受益者負担でないと回らない。

○越谷市小学校長会会長

- ・越谷市としてはどれをメインにやっていくかビジョンはあるか。今あるものをミックスなのか、1 つのものをやるのか。

⇒（事務局）

- ・今の状態では、これ、とは言えない。今後も様々なモデルケースを行うことで受皿になると考える。

○越谷市中学校体育連盟会長

- ・大会等でもクラブチームも参加しているものもある。
- ・今後も現場も連携していきたい。

○越谷市文化連盟副会長

- ・個とチームプレイの競技では同じようにいかないのではないか。

○越谷市スポーツ協会 剣道連盟事務局長

- ・学校ではない場もつくってあげられればよいと考える。